様式１

整理番号	健康－法申－52

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名（電話番号）	健康局保健所保健医療対策課　医療法人グループ（06-6647-0681）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	医療法人の新設分割の認可
概　　要	１又は２医療法人が病院事業等に関する権利義務の全部又は一部を分割により設立する医療法人に継承させることができます。（医療法第６１条） 社団たる医療法人は、新設分割契約について総社員の同意を得なければなりません。（医療法人第６１条の３） 財団たる医療法人は、新設分割契約について理事の３分の２以上の同意を得なければならない。（医療法第６１条の３） 認可に当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聞かなければならない。（医療法第６１条の３）
根拠法令等及び条項	医療法第６１条の３
審査基準	「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和61年６月26日健政発第410号厚生省健康政策局長通知）、ならびに「医療法人の合併及び分割について」（平成28年３月25日医政発第0325第５号厚生労働省医政局長通知）による。
標準処理期間	１２０日　（ただし、本件は年２回開催される大阪府医療審議会に諮り意見を聴かなければならず、審議会の開催日程により処理期間が大きく変動する場合があります。）
経由日数	なし
提　出　先	健康局保健所保健医療対策課　医療法人グループ
提出時期	事前審査終了後
提出方法	医療法人分割認可申請書及び添付書類を健康局保健所保健医療対策課へ提出してください。
手　数　料	無
相談窓口	健康局保健所保健医療対策課　医療法人グループ（06-6647-0681）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備　　考	